

## 保育利用に関するよくある御質問

ここでは、保護者の方からの保育利用に関するよくある質問と回答を載せております。京都市情報館では、ここに掲載している質問以外の情報も掲載しておりますので、そちらも御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000274557.html>



### 【保育利用申込みについて】

Q 1 京都市内の保育園の空き状況をHPで知ることはできますか。

A 1 以下のホームページで公表しています。各月上旬に翌月の空き状況を掲載しますが、より詳細な情報を知りたい場合は、施設の所在する地域の区役所・支所にお問い合わせください。令和6年4月の一次調整受付分の受入枠は、10月初旬に公表予定です。なお、11月27日に一次調整締切時点での申込状況・受入枠を公表予定です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html>



Q 2 住んでいる区内以外の他区の保育施設・事業所を利用したいのですが申し込みできますか。

A 2 京都市内にお住まいの方は、京都市内の全ての保育施設・事業所を利用できます。教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に希望するすべての施設を御記入し、御提出ください。区別に複数提出する必要はありません。なお、京都市外の他の自治体の保育施設・事業所は利用できません（認可外保育施設、企業主導型保育施設は京都市外であっても利用できる場合があります。詳しくは直接認可外保育施設等にお尋ねください）。

Q 3 現在、京都市以外に住んでおり、京都市に転居予定ですが、保育利用の申し込みはできますか。また、就労先が変わる場合、申し込みに影響はありますか。

A 3 転居予定の方も京都市民の方と同じ手続方法でお申し込みできます。保育の利用が決定した場合、利用開始日までに少なくとも保護者のうち1人と保育利用をする児童の住民票を京都市に移してください。また、利用調整結果通知は郵送でお送りしますので、送付先の住所が現住所と異なる場合は申込先の区役所・支所までお知らせください。なお、転入に伴い就労先が変わることにより、申込時に就労内定の状態の場合、保育利用の優先度判定基準における調整指数「就労内定」に該当（-5点）することとなりますので、御留意ください。

Q 4 現在、京都市以外の市町村に住んでいて京都市内の職場に通勤していますが、京都市の保育利用の申し込みはできますか。

A 4 京都市内への通勤を理由に京都市の保育施設・事業所は利用できません。京都市外にお住まいの方は、利用開始日までに京都市内に転入する場合や、里帰り出産のために一定期間のみ京都市内にお住まいになる場合のみ、利用申込みができます。

Q 5 令和6年1月に出産予定ですが、4月の保育利用申込みはできますか。

A 5 出生前の申込みも受け付けています。令和6年2月5日までの出産予定日の場合は、4月申込みができます。ただし、4月利用申込みをしても、2月6日以降に生まれた場合は5月利用開始となりますので、利用開始希望日の変更をしてください。

出産予定で申込みをされた場合は、出生届を御提出後速やかにお住まいの地域の区役所・支所まで御連絡ください。

Q 6 希望先の保育施設・事業所は何箇所まで申し込みできますか。

A 6 何箇所でもお申し込みいただけます。保育利用申込書(2/2)の「2 利用を希望する保育施設・事業所」欄では第6希望までしか記入枠を設けておりませんが、「上記以外の希望」欄に第7希望以降の保育施設・事業所を何箇所でも御記入いただけます。

Q 7 申込書類を保育園等に提出するか、区役所・支所に提出するかによって、その後の優先度判定等に違いは出ますか。

A 7 提出先の違いによって、その後の優先度判定に有利・不利は発生しません。ただし、一次調整の締切は11月17日(金)までのため、11月18日(土)以降の申込みは二次調整となり、取扱いが大きく異なりますので、御注意ください。

また、11月17日(金)までに申込みいただいた書類等について、不備・不足による再提出又は希望先の保育園等の追加は12月15日(金)までのため、その後に御提出をいただいても一次調整には反映できませんので、早めの書類提出に御協力いただきますよう、お願いいたします。

Q 8 保育利用を開始後に、育児休業を分割で取得した場合も、引き続き保育利用は可能ですか。

A 8 保育利用児童の育児休業を取得される場合、育児休業取得月からは保育利用を継続いただくことができません。育児休業対象児童のきょうだい児に関しては、「育休中の継続利用」への変更申請をしていただければ継続利用が可能です(ただし、短時間利用となります)。

Q 9 育児休業取得中ですが、京都市内で転居することになりました。上の子が「育休中の継続利用」で保育園に通っているのですが、転園申込は可能ですか。

A 9 「育休中の継続利用」で保育利用中のきょうだい児について、京都市内での転居及び転勤等のため利用している施設への送迎に30分以上の時間を要すると認められる場合及び小規模保育事業所等の年齢到達による卒園の場合に限り、育児休業取得中でも転園申込が可能です。

Q10 一斉面接廃止とのことですが、希望園等について相談することはできますか。

A10 一斉面接は原則廃止とさせていただきますが、保育申込みのことで御不明な点や御相談されたい内容がある場合には、申請先の区役所・支所子どもはぐくみ室に御連絡ください。

## 【提出書類について】

Q11 保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）は、両親分必要ですか。

A11 両親分御用意ください。両親それぞれの保育が必要な理由に応じて、利用調整の際の点数や教育・保育給付認定の内容を決定します。

Q12 申込児童が2人以上の場合、保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）もそれぞれの児童分必要ですか。

A12 それぞれではなく、共通1枚で構いません。就労証明書等について、共通で提出される場合、申込児童名の記入欄に申込児童全員の氏名等の御記入をお願いします。

Q13 令和6年4月の保育利用申込みと、令和5年度の年度途中の申込みも同時に行うことを考えています。「就労証明書」は保護者分それぞれ2枚必要ですか。

A13 令和6年度用の就労証明書で令和5年9月12日以降の証明日であれば、「就労証明書」は保護者それぞれ1枚で申し込みできます。その際、原本を令和6年度の利用申込みにお使いいただき、コピーを令和5年度の申込みにお使いください（その旨を就労証明書の空欄部分等に御記入ください）。

Q14 祖父母と同居していますが、申込書類に祖父母の資料は必要ですか。

A14 同居されている祖父母が65歳未満の場合は、保育優先度の判定のため、祖父母分の保育が必要な理由に該当する書類（就労証明書等）が必要となります。

Q15 保育の利用時間が未確定なのですがどう記入すればいいですか。

A15 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に御記入いただく希望保育時間は参考項目です。実際に御利用いただく時間は、保育園等の内定後に、保育園等と御相談のうえ、利用開始届（利用調整結果通知に同封します。）で確定した時間を保育園等に届け出ていただきます。

Q16 書類を提出した後に、希望先の変更は可能ですか。

A16 可能です。4月保育利用申込みであれば（※）、令和5年12月15日（金）までに希望変更届の提出をいただければ可能です（12月15日（金）必着）。

本冊子に同封している保育利用申込内容変更届に必要な事項を御記入いただき、申請先の区役所・支所へ御提出ください。

※ ただし、令和5年11月17日（金）までにお申し込みいただいたものに限りです。

11月18日以降にお申込みの場合は二次調整の取扱いとなります（二次調整については[9ページ](#)を御覧ください）。

Q17 書類を提出した後に、就労先等が変更になりましたがどうすればよいですか。

A17 新しい勤務先での就労証明書を提出してください。令和6年4月申込みについては、変更後の内容も含め、令和5年12月15日（金）までに御提出いただいた書類で利用調整の手続きなどを行います。なお、12月15日（金）を過ぎての御提出の場合、利用調整の判定に考慮できない取扱いとなりますので、御注意ください。

## 【指数について】

Q18 現在きょうだいの上の子が保育園利用中ですが、下の子は別園を希望し、上の子も同一園となるよう転園を考えています。この場合もきょうだい同一園希望の加点対象となりますか。

A18 きょうだい同一園希望の加点については、「きょうだいがすでに利用している保育施設を希望する場合」加点対象となります。転居や転勤に伴う場合や小規模保育事業所等の卒園の場合を除き、すでに利用している保育施設を希望されない場合、加点対象とはなりません。

## 【利用調整結果通知後の対応について】

Q19 保育利用が決定したとき、育児休業からいつまでに復職しないといけないですか。

A19 保育利用を開始した月の月末までに復帰する必要があります（月末が、土日祝日の場合も同様です）。

（例）令和6年4月1日利用開始の場合は、令和6年4月30日までに復職の必要があります（育児休業の最終日は、4月29日までとなります。）。

復職後、2週間以内に利用調整結果通知に同封される「職場復帰証明書」をお住まいの区役所・支所まで提出してください。

Q20 保留になった場合に、翌月以降の利用調整を希望するのに再申請は必要ですか。

A20 御提出いただいた内容に基づき、翌年3月までの調整を行います。

なお、利用調整結果通知は、初回のみ送付となり、その後は内定した場合のみ送付します。世帯の状況や就労状況に変更があった場合や翌月以降の利用調整結果通知が必要な場合は、お住まいの地域の区役所・支所に御連絡ください。

Q21 4月入園の場合、利用者負担額（保育料）はいつ頃分かりますか。

A21 4月末頃に入園先の保育施設・事業所を通じてお知らせする予定です。